

様式第2（第4条の2関係）

① →

10kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

② →

2020年4月1日

経済産業大臣 殿

③ →

(ふりがな) **とうきょうとちよだくかずみがせき**  
申請者 住 所 (〒100-0081)  
(注1) **東京都千代田区霞が関1-1-1**  
(ふりがな) **けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ**  
**だいひょうとりしまりやく けいざい いちろう**  
氏 名 **経済産業株式会社**  
**代表取締役 経済 一郎** 実印  
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)  
電話番号 (00) **0000-0000**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、10kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW未満の太陽光発電事業計画 第1表による

担当経済産業局（注2）

C

← ④

第1表 10kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容		備考	
事業者名 (注3)	申請者と同じ	⑤ □地方税法第七十二条の四に規定する法人	
法人番号 (注4)	000000000000		
法人の代表者氏名 (注3)	役職 代表取締役	←⑥	
	ふりがな けいざい はなこ		
法人の役員氏名 (注5)	氏名 経済 花子	□別紙あり	
	役職 取締役		
	ふりがな けいざい じろう		
	氏名 経済 二郎		
	役職 執行役員		
	ふりがな けいざい さぶろう		
氏名 経済 三郎			
氏名			
事業者の住所 (注3)	(〒 - ) 申請者と同じ	←⑦	
発電設備の出力 (kW) (注6)	2.5	←⑧	
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( kW) (自立運転機能 kW)	⑨ 第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
発電設備の名称	経済クリーン太陽光発電所	←⑧	
発電設備の設置場所 (注7)	(〒000-0000) 東京都千代田区霞が関1-1-1	□別紙あり	
複数太陽光発電設備設置事業の該当性 (注8)	<input type="checkbox"/> 該当する	←⑩	
	<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業		
<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない			
太陽光発電設備の設置形態	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根設置 (□既設の建物等)	建物の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	←⑪
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等)	建物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

	<input type="checkbox"/> 地上設置	土地の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有			
太陽電池に係る事項（注9）	製造事業者名	経済産業株式会社		←⑫	
	種類	A1			
	変換効率	15.6%		<input type="checkbox"/> 除外事項該当性	
	型式番号	AB123C45		<input type="checkbox"/> 別紙あり	
	枚数（枚）	10			
	合計出力（kW）	2.5			
配線方法（注10）	Y		←⑬		
自家発電設備等の設置の有無（注11）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	自家発電設備等の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池	押し上げ効果の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑭ 複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載しないこと	
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
<input type="checkbox"/> 無					
自家発電設備等の設置の有無（注12）	<input type="checkbox"/> 有	自家発電設備等の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池	蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCSより発電側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側	区分計量の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
			<input type="checkbox"/> その他（ ）		
			<input type="checkbox"/> 無		
電気事業者への電気供給量の計測方法（注13）	配線図（単線結線図）のとおり			←⑮	
系統接続に係る事項（注14）	接続契約締結日	2020年2月13日			
	接続契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社		←⑯	
事業実施工程（注15）	設置工事開始予定日	2020年9月1日			
	系統連系予定日	2020年12月13日		←⑰	

	運転開始予定日	2020年12月13日	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	2040年1月31日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）	エネルギーメンテナンス株式会社	
	責任者氏名	資源 太郎	←18
	所属・役職（法人の場合）	代表取締役	
	電話番号	00-0000-0000	
	法人番号（法人の場合）	111111111111	
保守点検及び維持管理計画（注16）		19	■別紙あり
自家消費等計画（注17）	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年	20 第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の量の見込み	kWh/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	kWh/年	
	自家消費等の比率	%	
遵守事項（注18）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注19）		■
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		■
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		■ 21
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。（注20）		■
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		■
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		■
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		■
添付書類	書類の種類	書類名	備考
	①印鑑証明書（注21）	印鑑登録証明書	22
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注21）	土地登記簿謄本	23
	③土地の取得を証する書類等（注22）	賃貸借契約書	24
	④建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注23）	事業者自身の所有であるため提出なし	25
	⑤構造図（注20）（注24）	標準構造図と同じであるため提出なし	26
	⑥配線図（注24）	標準配線図と同じであるため提出なし	27

⑦接続の同意を証する書類の写し	系統連系に係る契約のご案内、工事負担金契約書	28
⑧その他 1		
⑨その他 2		
⑩その他 3 (注 2 5)		

- (注 1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注 2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。  
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、  
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、  
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注 3) 申請者と同一場合は、「申請者と同一」と記載することでも良い。
- (注 4) 法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される 13桁の法人番号を記載すること。
- (注 5) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第 59 1 条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注 6) 発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が 10 kW 以上 50 kW 未満となる場合は様式第 1 の 2、50 kW 以上となる場合は様式第 1 により申請すること。
- (注 7) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注 8) 第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が 10 kW 未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が 10 kW 以上 50 kW 未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が 10 kW 未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が 50 kW 以上となる場合をいう。
- (注 9) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。  
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。  
A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池  
A 2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池  
B：薄膜半導体を用いた太陽電池  
C：化合物半導体を用いた太陽電池  
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
- (注 10) 配線方法は次の記号にて記載すること。  
Z：全量配線  
Y：余剰配線
- (注 11) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、押し上げ効果の有無を記載すること。
- (注 12) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注 13) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。
- (注 14) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注 15) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注 16) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注 17) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消

費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

- (注18) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注19) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注20) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注21) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注22) 登記簿謄本上の名義が事業者でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注23) 建物の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注24) 構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。
- (注25) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

## 1. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	・10kW未満の太陽光発電の認定申請は、再生可能エネルギー電子申請ホームページ ( <a href="http://www.fit-portal.go.jp">http://www.fit-portal.go.jp</a> ) により申請してください。
②	—	<b>必須項目</b>	・申請書の提出日を記入します。
③ (注1)	申請者 情報	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず事業者の情報を記入してください。</li> <li>・住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印、個人の場合は実印）。</li> <li>・電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。</li> </ul>
④ (注2)	担当 経済産 業局	<b>必須項目</b>	・申請書を提出する担当経済産業局（申請書内（注2）より選択）を記号で記入します。
⑤ (注3)	事業者 名  地方税 法第7 2条の 4該当 の有無	<b>必須項目</b>  <b>選択必須 項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③申請者は事業者を記入するので、「申請者と同じ」と記入します。</li> <li>・地方税法第72条の4該当の有無は、事業者が地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合にチェックを付します。 （地方税法第72条の4に規定する法人） <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体</li> <li>— 地方独立行政法人</li> <li>— 法人税法別表第一に規定する独立行政法人</li> <li>— 国立大学法人等及び日本司法支援センター</li> <li>— 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構</li> <li>— 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団</li> </ul> </li> </ul>
⑥ (注3) (注4) (注5)	・法人 番号 ・法人 の代表 者氏名 ・法人 の役員 氏名	<b>必須項目</b>  (法人の 場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③申請者は事業者を記入するので、代表者欄は「申請者と同じ」と記入します。</li> <li>・役員欄は、登記簿謄本に記載されている役員（監査役も含む。）のうち代表者以外の申請している再生可能エネルギー発電事業計画に関係する者を正確に記入します。</li> <li>・役員として3名以上の者を記入する場合は、3人目までの役員については申請書内に記入し、4人目以降の役員については「別紙（役員）」を作成し、それぞれ役職名、氏名（ふりがなを付すこと）を記入します。</li> </ul>
⑦ (注3)	事業者 の住所	<b>必須項目</b>	・③申請者は事業者を記入するので、「申請者と同じ」と記入します。
⑧ (注6) (注7)	発電設 備の出 力 ・発電	<b>必須項目</b>	<p><b>(発電設備の出力)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請の対象となる設備の発電設備の出力(小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て)、発電設備の名称、設置場所（発電設備及び変電設備を設置する予定の地番）を記入します。</li> </ul>

	<p>設備の名称</p> <p>・発電設備の設置場所</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備の出力については、発電設備の定格出力を記入します。発電設備の仕様書等に記載される定格出力からパワーコンディショナー等の設備やシステムで発電設備の出力を制御する場合は、その制御後の出力を記入し、制御の方法を証する書類を提出してください。(例：パワーコンディショナーの仕様書、その他制御機器等の仕様分かる書類)</li> <li>・発電設備の出力を制御システム／装置で発電機器(発電機等)の定格出力以下に制御する場合に、発電出力設定値の変更は装置製造者以外の者が変更することが出来ないことと、特定者以外が変更できないことを証する装置製造者の書類を提出してください。</li> </ul> <p><b>(設置場所)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所については、原則登記簿謄本の「所在」「地番」を記入し、住居表示がある場合は住居表示を記入します。</li> <li>・設備の設置が複数の地番にまたがる場合は、この欄に収まる範囲で記入し、欄中に収まらない分については代表地番と他○筆と記載のうえ「別紙(設備の設置場所)」を作成し、地番を列挙してください。</li> <li>・登記中のため住居表示が未確定又は分筆後の番地が未確定の場合、申請時点では、その時点の土地の地番を記入し、後ろに(住居表示未確定)又は(番地未確定)と記入した上で、後日地番を確定させてください。</li> <li>・設備の設置場所の範囲は、以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」(平成2017年7月14日付け)を参照ください。 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</a></li> </ul> <p><b>※申請単位について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一の需要場所に複数の発電設備がある場合、系統線に接続する再エネ発電設備を認定申請の単位とします。</li> <li>➤ ただし、系統線に接続する発電設備の中に発電設備区分が異なるものがあり、各々の発電設備の売電量が計量可能である場合は、発電設備区分ごとの発電設備を認定申請の単位とします。</li> <li>➤ 運転開始後に再エネ発電設備を増設する場合(新設設備として取り扱うもの)であって、当該発電設備の売電量が計量可能な場合は、当該発電設備を認定申請の単位とします。</li> </ul>
<p>⑨</p>	<p>・パワーコンディショナーの自立運転機能の有無</p> <p>・給電用コンセントの有無</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は、地域活用要件を満たす必要があることから、記入すること。</li> </ul> <p><b>(パワーコンディショナーの自立運転機能の有無)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも1.5kWの自立運転機能を確保すること。</li> </ul> <p><b>(給電用コンセントの有無)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。</li> </ul> <p>例えば、①柵や塀の外側に給電用コンセントを入れた箱を設置し、災害時等には当該箱を開錠する、②建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、一階部分の道路等に面した外壁に給電用コンセントを設置する、などの方法をとっていただく必要がある。</p>
<p>⑩ (注8)</p>	<p>複数太陽光発電設備</p>	<p>必須項目</p>	<p><b>(第一種複数太陽光発電設備設置事業を選択する場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して</li> </ul>



	設置事業の該当性		<p>供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が10kW以上50kW未満となる場合、チェックを付します。</p> <p><b>(第二種複数太陽光発電設備設置事業を選択する場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が50kW以上となる場合、チェックを付します。</li> </ul> <p><b>(該当しないを選択する場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のいずれにも該当しない、10kW未満の太陽光発電設備の場合、チェックを付します。</li> </ul>
⑪	太陽光設置形態	<b>選択必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電の場合、その設置形態について、該当する項目を選択してチェックを付します。</li> </ul>
⑫ (注9)	太陽電池に係る事項	<b>選択必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、太陽電池の合計出力を記入します。</li> <li>太陽電池については、「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」に登録されているものから選択してください。</li> </ul> <p>※J P E A 代行申請センターHP 「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」  <a href="https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA">https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変換効率は実効変換効率を記入すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。</li> <li>型式番号が複数ある場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、「別紙(型式番号)」を作成し、型式番号を列挙してください。</li> <li>太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計(小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て)を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電出力が同じ場合にも、再度その値を記入します。</li> </ul>
⑬ (注10)	配線方法	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該申請の対象となる設備の配線方法(申請書内(注10)より選択)を記号で記入します。</li> </ul> <p>※太陽光発電設備においては、電気事業法によらず、以下の定義をもとに配線方法を選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電設備だけを系統連係する場合は「全量配線」を選択します。</li> <li>家庭や事業所等に供給される電力と同じ引き込み線と接続する場合は「余剰配線」を選択します。</li> </ul>
⑭ (注11) (注12)	自家発電設備等	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数太陽光発電設備設置事業に該当しない場合は、上段(注11)欄に自家発電設備の設置の有無を選択。「有」を選択した場合は、種類、押し上げ効果の有無について該当箇所にチェックを付します。</li> <li>複数太陽光発電設備設置事業に該当する場合は、下段(注12)欄に自家発電設備の設置の有無を選択。「有」を選択した場合は、自家発電設備等の種類、設置する位置、区分計量の可否について該当箇所にチェックを付します。</li> </ul>
⑮ (注13)	供給量の計測方法	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業者に供給する電力量の計測方法を記入します。</li> </ul> <p>※販売電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす計量器であること。</p> <p>※申請段階で電力量計が特定されていない場合は、電力量計を設置した後、「電力量計設置報告書」により速やかに報告すること。</p> <p>※増設分を既存設備とは別設備として新たに認定申請をする場合、「他設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、他設備(既存設備)の設備IDも記入し</p>

			ます。
⑯ (注14)	系統 接続	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該申請の対象となる設備についての「接続の同意を証する書類」に記載されている接続契約締結日(=接続の同意を得られた日)、接続契約締結先、工事費負担金の額を記入します。</li> </ul>
⑰ (注15)	事業 実施 工程	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置工事開始予定日については、発電設備を設置するための建設工事(土地造成が必要な場合は土地造成工事)の開始予定日を記入します。申請時において設置工事を開始している場合はその開始年月日を記入します。</li> <li>系統連系予定日については、「接続の同意を証する書類」に記載されている連系予定日、又は記載がない場合には電力会社から連絡を受けている連系予定日を記入します。</li> <li>運転開始予定日については、現時点における見込みを記入します。既に運転開始している場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始日を記入します。</li> </ul> <p>※10kW未満太陽光発電設備については、認定日から起算して1年後の日までに、法第2条第5項に規定する特定契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合は、認定が失効になることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備廃止予定日については、発電事業を終了し、設備を廃棄する予定日を記入します。水力発電や地熱発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、認定を受けようとする設備全体を廃止する予定日を記入します。</li> </ul>
⑱	保守 点 検 責任者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検責任者の情報を記入します。保守点検責任者とは、どのような保守点検をいつ行うか等について決定する責任を有する者であり、事業者がそれに当たる場合は事業者の情報を記入します。</li> </ul>
⑲ (注16)	保守点 検及び 維持管 理計画	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検及び維持管理計画(点検内容及び実施周期等)について具体的に記入します。別紙として保守点検及び維持管理計画表を添付する場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、下記により作成してください。 <b>(保守点検及び維持管理計画表)</b></li> <li>発電設備の保守点検項目及び維持管理計画を表形式で作成すること。</li> <li>保守点検項目は発電設備の種類により日常点検、週間/月間点検又は運転時間での点検、定期点検(年度単位)として記入します。 また、電気事業法で定期事業者検査(法定検査)が規定されている設備/機器は、この検査の実施周期を記載します。労働安全衛生法等関連法規で定期検査が規定されている設備/機器も検査の実施時期を記入します。</li> </ul>
⑳ (注17)	自家消 費等計 画	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は、地域活用要件を満たす必要があることから、必ず記入すること。</li> <li>当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給(以下「自家消費等」という。)が可能な配線構造となっていることに加え、認定時に自家消費等の計画(以下「自家消費等計画」という。)を策定することが必要である。自家消費等計画には、(1)当該再エネ発電設備による発電電力量の見込み(年間ベース※)、(2)自家消費等の用途・量の見込み(年間ベース)、(3)以上に基づいて計算される自家消費等の比率(年間ベース)を記載すること。また、既築建造物に再エネ発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年(認定申請から遡って1年間)の電力消費量を提出すること。</li> <li>また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件につい</li> </ul>

			<p>ては、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。具体的な状況の確認が実施できるよう、少なくとも3年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録（PCS ベースでの発電電力量をモニタリングするサービスを利用する、又はPCSに表示される発電電力量を写真で保存するなど）を行うこと。具体的な状況の確認を実施することができない場合については、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。</p> <p>※発電電力量の見込みについては、以下の計算式に従うこと  設備容量（KW）×24時間（h）×365日（day）×設備利用率＝年間発電量（kWh）  設備利用率は再エネ発電設備の設置場所の実情に即して設定すること。</p>
⑳ （注18）	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事項について遵守することに同意する場合には、当該事項のボックスにチェックを付します。</li> </ul> <p>※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。</p>
㉑ （注21）	添付書類①	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に押印した申請者の印鑑登録証明書を添付します。</li> <li>申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。</li> <li>地方公共団体等については、公印規定を添付します。</li> </ul>
㉒ （注21）	添付書類②	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備設置場所の取得を確認する書類として、認定申請に係る全ての土地の登記簿謄本を添付します。</li> <li>申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。</li> <li>屋根設置太陽光発電の場合は添付不要です。ただし、登記されない建物（カーポート等）に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。</li> </ul>
㉓ （注22）	添付書類③	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の登記簿謄本に記載される権利者と申請者が異なる場合は、下記のいずれかの書類を添付します。</li> </ul> <p>&lt;設置場所を所有して売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売買契約書の写し</li> </ul> <p>&lt;設置場所において、賃貸、又は、地上権設定を受けて売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約書、又は、地上権設定契約書の写し</li> </ul> <p>※設置場所が共有地の場合（共有者の1人が申請者の場合も含む）、上記の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類が必要です。登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿も提出して下さい。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出も必要です。</p> <p>※上記の書類が揃わない場合の対応については以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（平成2017年7月14日付け）を参照下さい。</p> <p><a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</a></p> <p>※所有者から土地を無償で使用する同意を得ている場合には、発電設備の設置場所の無償使用に関する同意書（参考様式）の提出でも可。</p>
㉔ （注23）	添付書類④	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電において、屋根・屋上に設置する場合には、以下の書類を添付します。</li> </ul> <p>&lt;事業者が所有の建物の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の登記簿謄本</li> </ul> <p>（登記が完了していない場合は、建築確認済証＋売買契約書又は請負契約書、施工業者が申請者の場合は、建築確認済証のみ）</p>

			<p>&lt;事業者以外が所有の建物の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記簿謄本（建物が未完成の場合は建築確認済証）</li> <li>・賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等*</li> </ul> <p>※建物の屋根・屋上を所有者から無償で使用する同意を得ている場合には、発電設備の設置場所の無償使用に関する同意書（参考様式）の提出でも可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替えの場合は建て替え後の建物についての書類が必要です。また、登記されない建物（カーポート等）に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。</li> <li>・上記の書類が揃わない場合は、原則認定できません。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（平成2017年7月14日付け）を参照下さい。</li> </ul> <p><a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</a></p>
②⑥ (注20) (注24)	添付書類⑤	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図は、発電設備の系統接続位置（引込柱）、施設・設備の構造形状や配置関係などの物理的又は地理的な構造を示す平面図や断面図などです。</li> <li>・図面には必ず縮尺を記入します。</li> <li>・添付する全ての図面に適切な名称を記入します。</li> <li>・必要な添付図面は、位置図（地図）、設置場所の平面図（敷地図）、パネル配置図、架台の概要図です。</li> </ul> <p>設備の構造が2.参考③～⑥に記載する標準構造図の場合は、「標準構造図と同じ」と記入し、添付は不要です。</p>
②⑦ (注24)	添付書類⑥	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線図は、発電機（発電設備）から取引用電力量計を経由して系統線（送配電線）までの配線状況を示す図面です。一般的には単線結線図と呼ばれています。</li> <li>・(注10)の配線方法が確認できる記載とします。</li> <li>・設備の配線が2.参考⑦～⑨に記載する標準配線図の場合は、「標準配線図と同じ」と記入し、添付は不要です。</li> <li>・配線図上の電力量計（VCT、MOF※を含む）を引出し線で指し示し、「計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置する」旨について記載します。</li> </ul> <p>（本記載要領の2.①「配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明」を参照）</p> <p>※一の需要場所内に、系統線に接続する発電機が複数ある場合は、全ての発電機が記載されている配線図を提出します。</p> <p>※VCT、MOF：計器用変圧器、取引用計器用成流器のこと。</p>
②⑧	添付書類⑦	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送配電事業者と接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類を添付します。</li> </ul>

## 2. 参 考

### ① 配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）

#### （電力量計の補足説明）

- ・配線図が標準配線図でない場合は、以下のような補足説明を記載する。
- ・取引用電力量計（VCT、MOFを含む）若しくは証明用電力量計（VCT、MOFを含む）を囲み線等で表示し、この表示と補足説明（※図中の余白部に記載する）を引出し線で結ぶ。

#### 1. 申請時に計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合の記載例

①電力量計の型式番号

②電力量計の検定番号（※1）

③電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 **（印） ※押印を忘れないこと。**

#### 2. 計量法上の使用の制限を満たす電力量計を今後設置する場合の記載例

当該電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置します。  
設置後は速やかに報告します。

電気主任技術者（※2） 氏 名 **（印） ※押印を忘れないこと。**

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

#### （蓄電池、非常用発電機等の補足説明）

- ・蓄電池（※3）、非常用発電機等を設置済若しくは設置する場合で、再生可能エネルギー電気以外の電気が蓄電される場合には、以下のような補足説明を記載する。

#### 1. 蓄電池が設置済、若しくは設置される場合の記載例

蓄電池の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※4） 氏 名 **（印） ※押印を忘れないこと。**

（※3）対象は直流電源装置用蓄電池、内燃機関用蓄電池及び太陽光発電装置です。

（※4）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

② 電力量計を設置した場合の報告（記載例）

※ 配線図が標準配線図でなく、申請段階において電力量計が特定されていない場合において、電力量計を設置したときは、速やかに電力量計設置報告書を提出する。

電 力 量 計 設 置 報 告 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所  
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇××第 号をもって認定を受けた、再生可能エネルギー発電設備に関する電力量計については、下記のとおり計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置しましたので報告します。

記

- ①設備名称
- ②設備 I D
- ③申請時に当該電力量計を記載した書類名
- ④電力量計の設置年月日
- ⑤電力量計の型式番号
- ⑥電力量計の検定番号（※1）
- ⑦電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 印

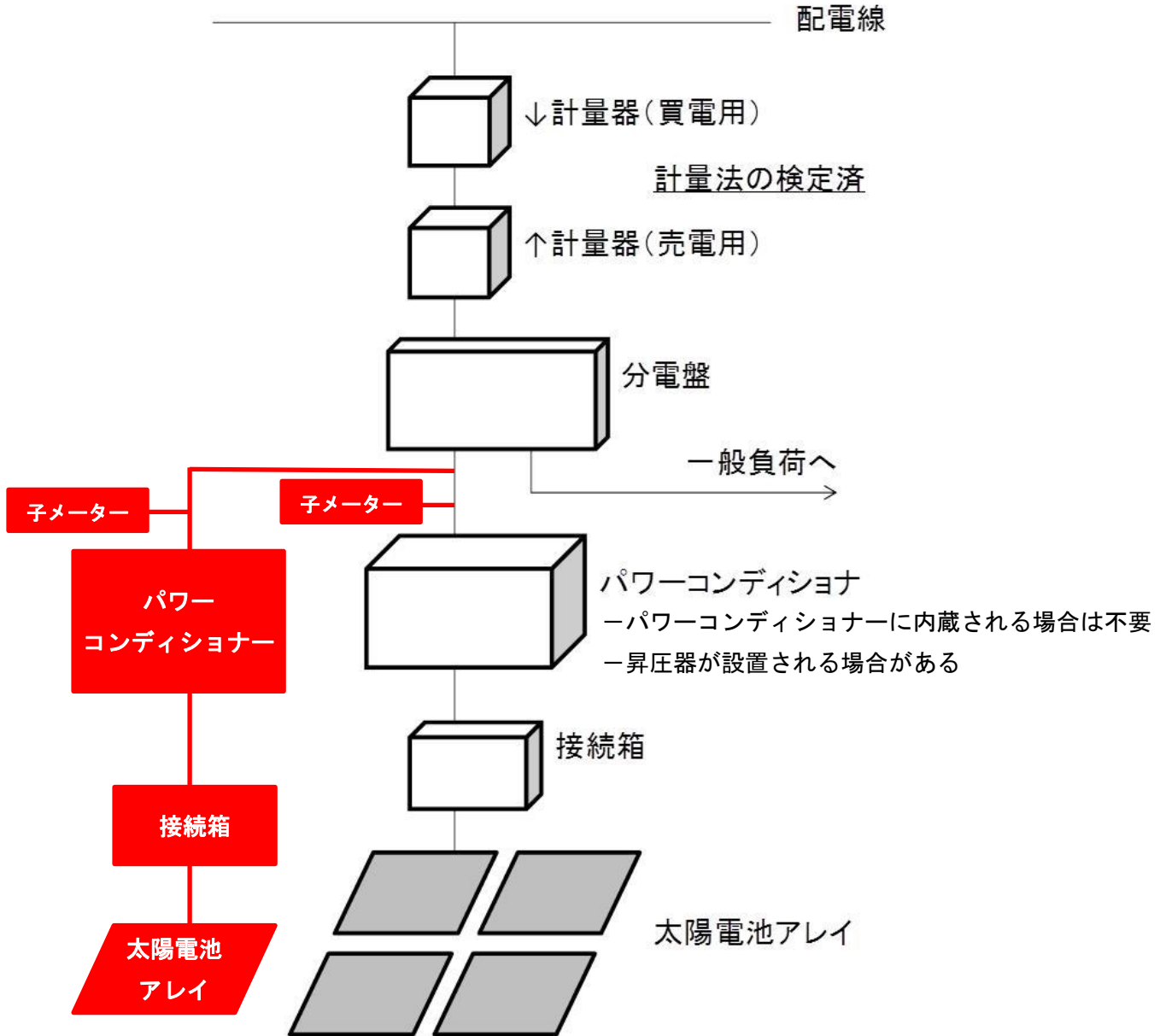
（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載。単独計器の場合は記載不要。

（※2）電気主任技術者または発電事業者の記名・押印をお願いします。

③ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)

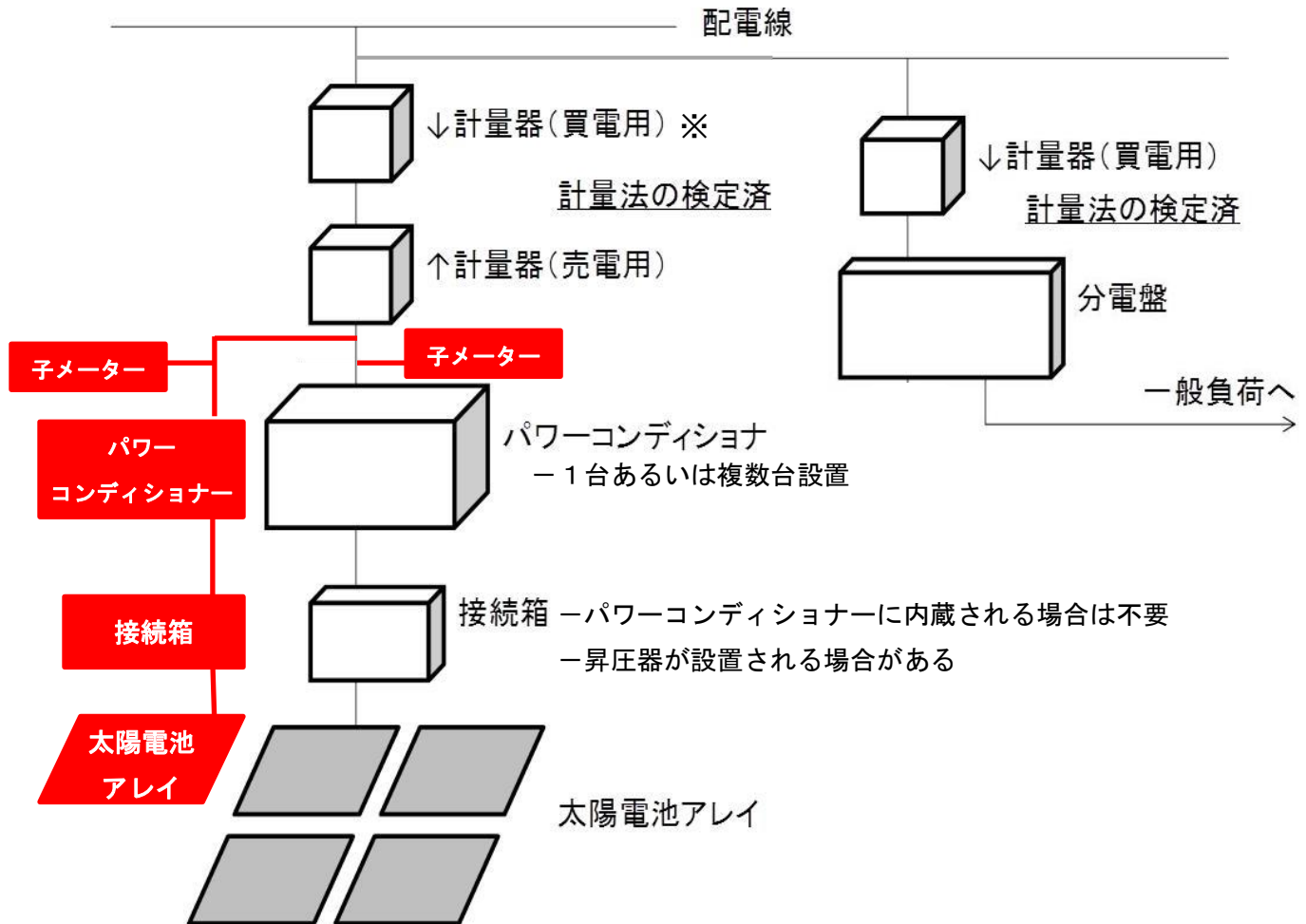


※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

④ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



※発電設備側の供給契約が定額制となる場合は不要。

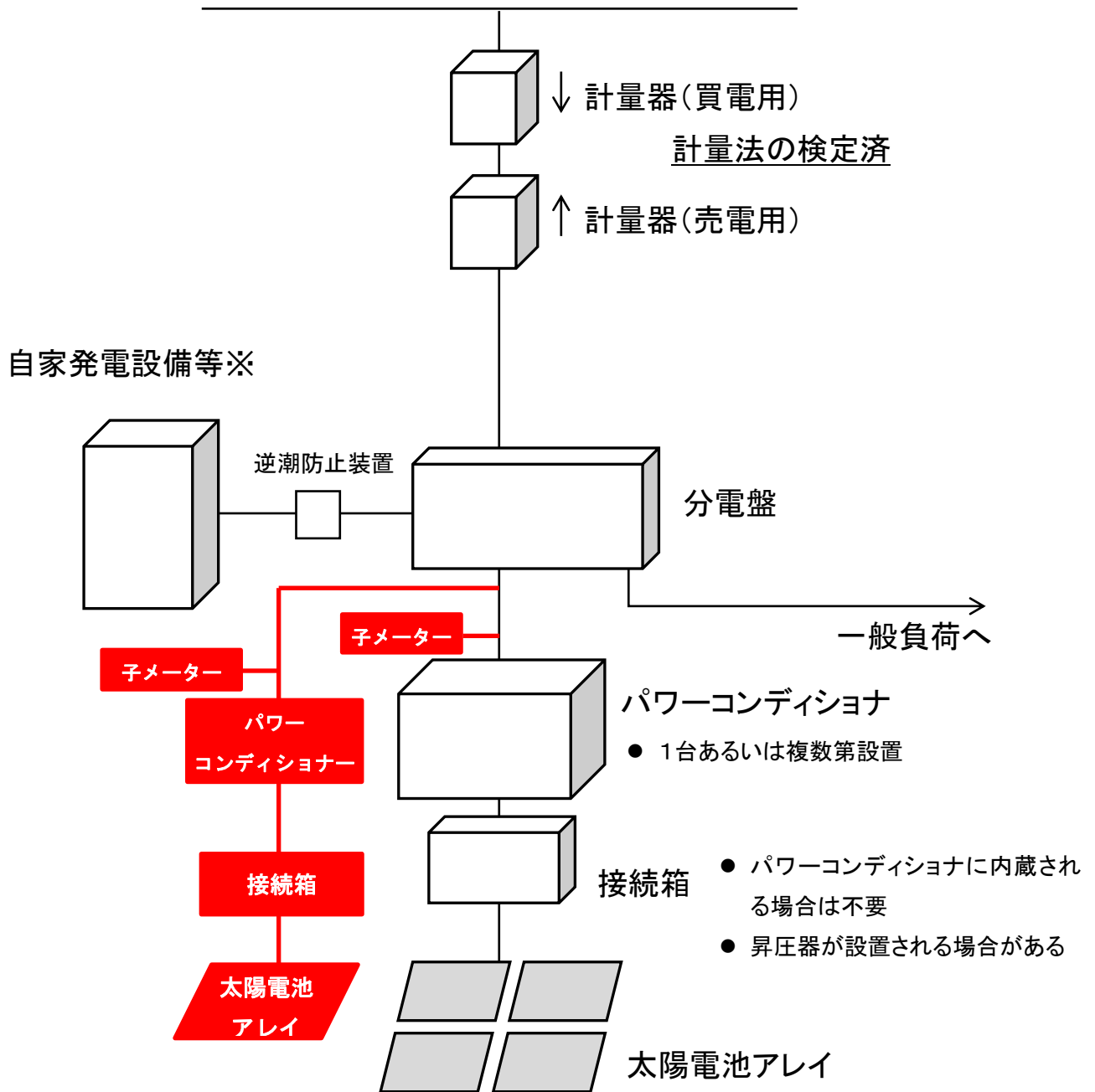
※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。



⑤太陽光発電設備に係る標準構造図

(自家発電設備等併設、PCSより系統側、逆潮なし、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池(電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む)を指す。

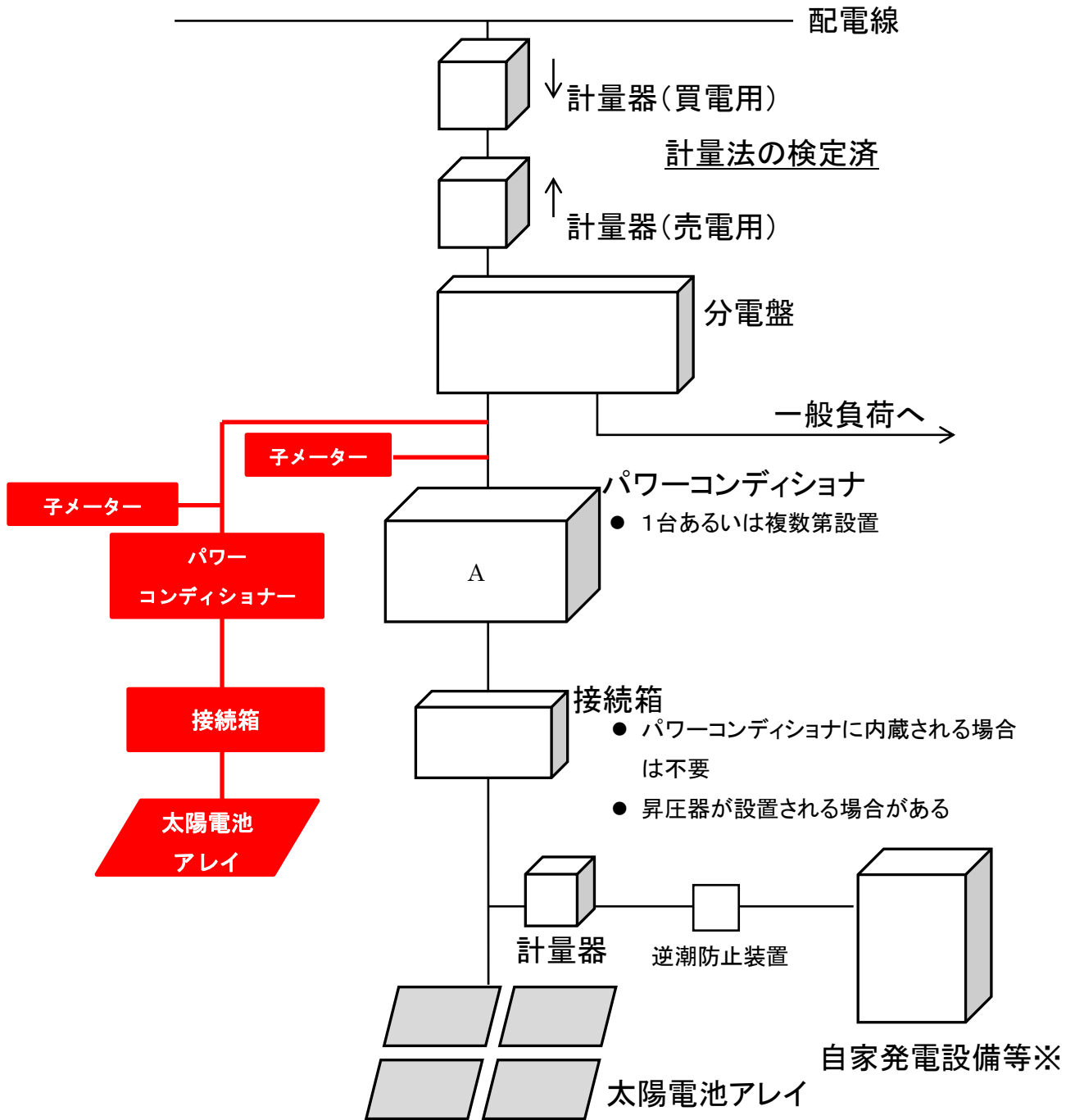
※自家発電設備等の電気は系統線に逆潮しない。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑥太陽光発電設備に係る標準構造図

(自家発電設備等併設、PCS より発電設備側、50kW 未満で区分計量可で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合 (子メーターは計量法の検定済)



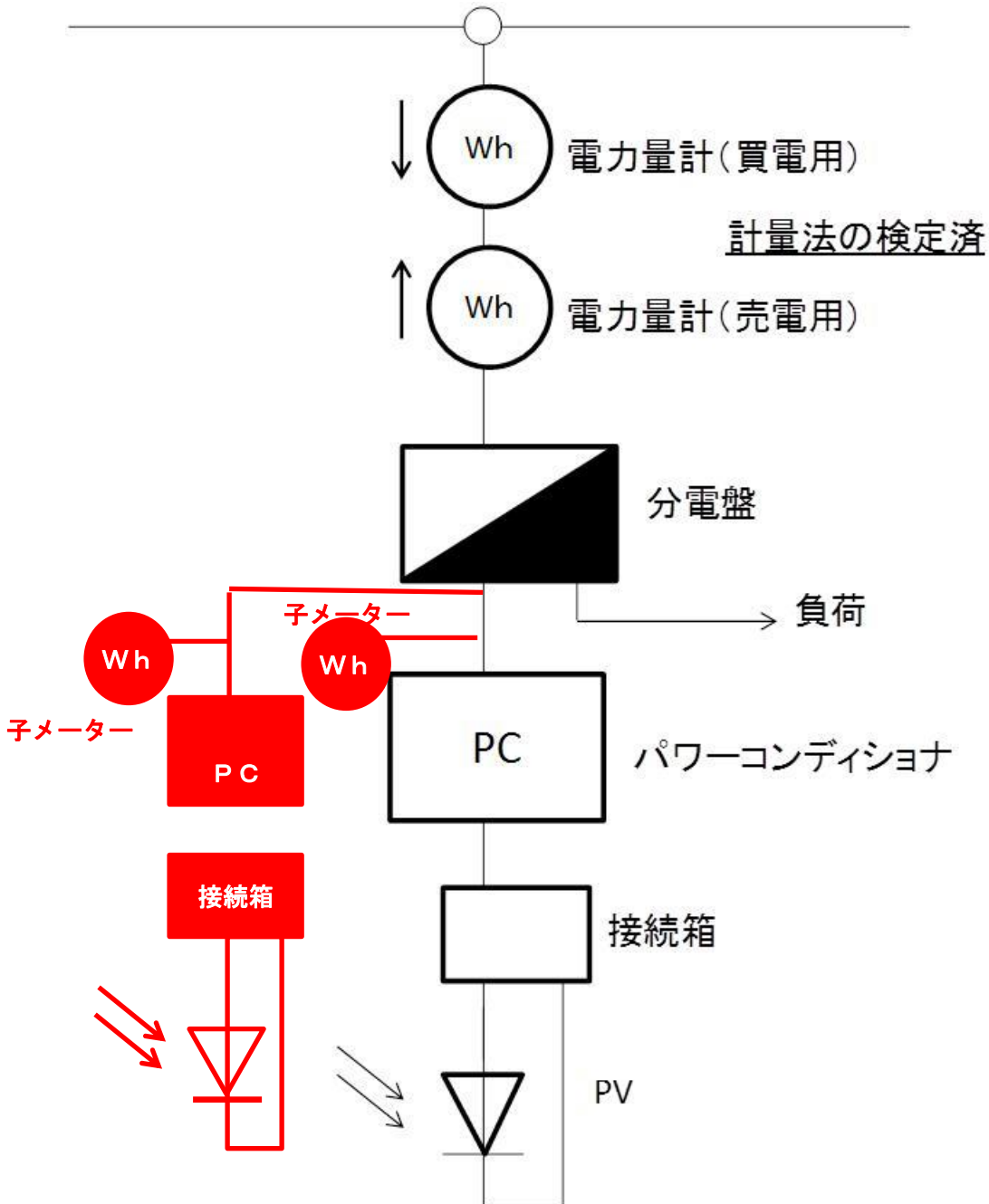
※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

※10kW 以上50kW 未満の場合、災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。）を行うため、PCS は自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑦太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)

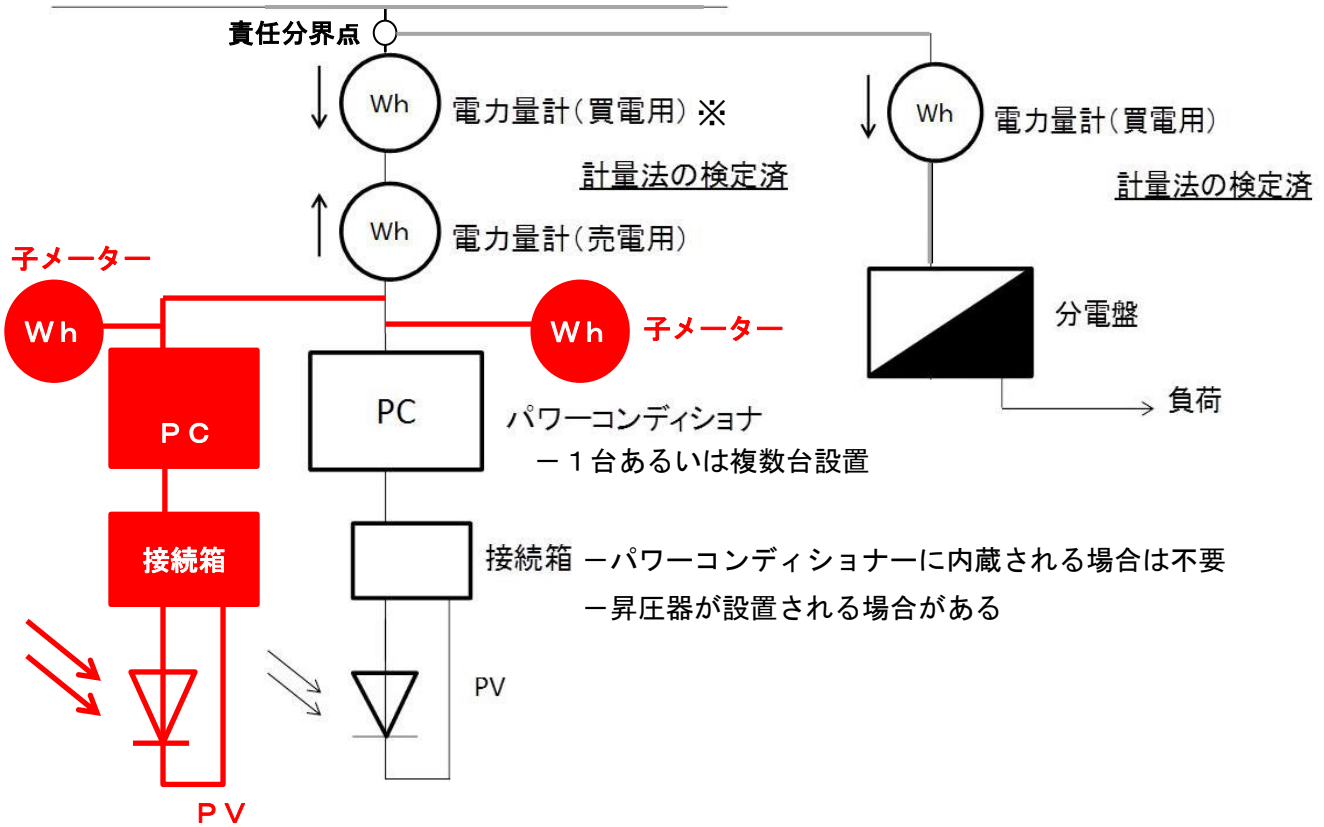


※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑧太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



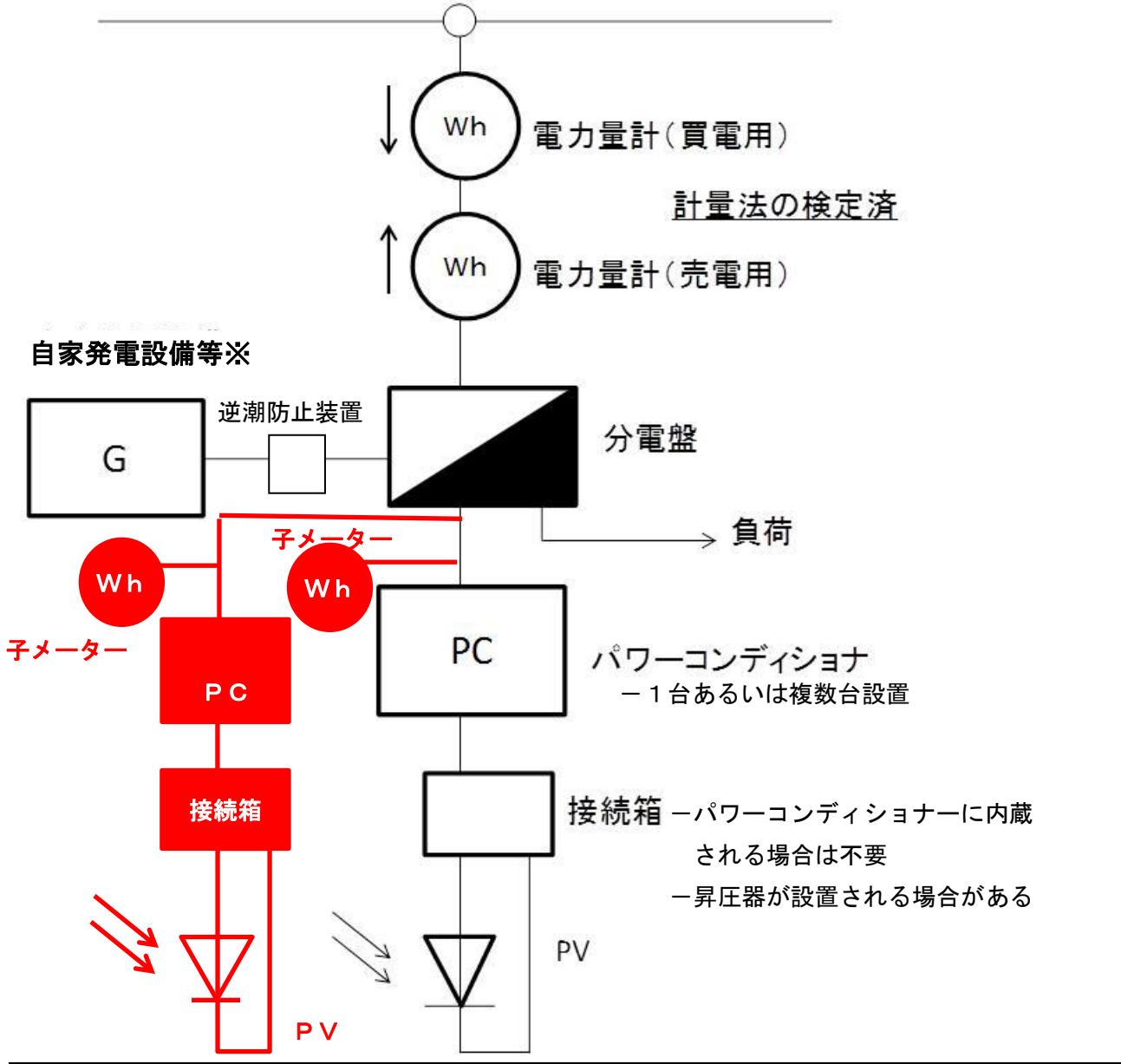
※発電設備側の供給契約が定額制となる場合は不要。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑨太陽光発電設備に係る標準配線図

(自家発電設備等併設、逆潮なし、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

※自家発電設備等の電気は系統線に逆潮しない。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。）を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑨ 太陽光発電設備の発電出力の考え方について

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請することとなっていますが、パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値をもって申請することとしてください。

例) 以下のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW

